



安心の無料相談のご案内



相続遺言のプロフェッショナル集団
相続遺言実務家研究会

01 安心の相続手続きを目指して

■ 相続相談センター

相続手続きに精通した専門の行政書士・司法書士・
税理士・弁護士が中心となって運営しております。

■ 相続相談センターの実績

▶ 国内トップクラスの実績

- 相続の相談実績： 全国 15,000 件 / 年
- 相続の担当実績： 全国 9,000 件 / 年

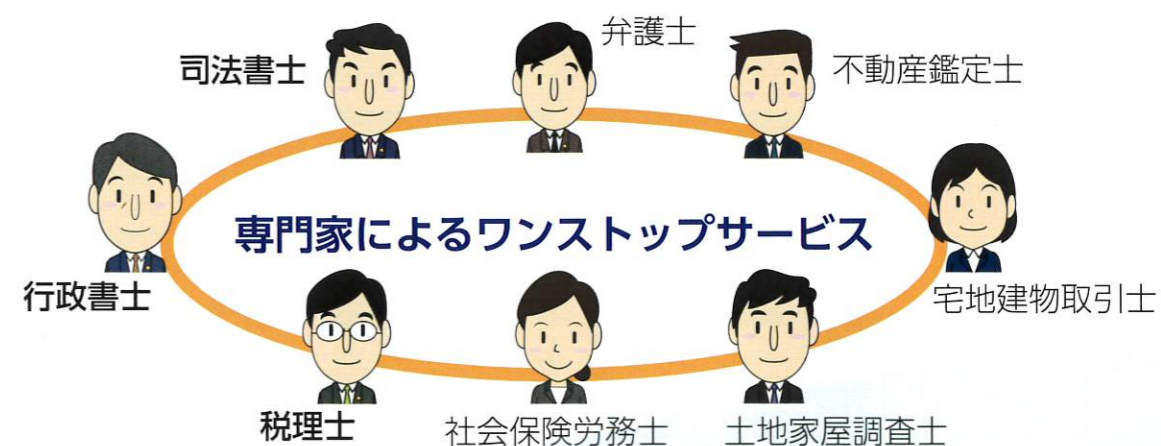
全国の相続・遺言・生前対策を専門とする士業事務所が中心となって構成されており、相続実務に精通した相続のプロフェッショナル集団となります。
どうぞ、お気軽にご相談ください。

■ 相続相談センターの無料相談

▶ 安心の無料相談

- 60～90分の**完全無料**相談。
- 一連の手続きの流れをご案内。
- 無料相談が延長しても、追加料金は
いただいております。
- 国家資格者には**守秘義務**がありますので、
相談内容が外部に漏れる事はありません。

▶ 専門家ネットワークで対応



- 必要に応じて、税理士・弁護士などによる
2回目のご相談も無料相談でご案内します。

02 無料相談の流れ

相談開始

丁寧に ヒアリング

お客様のご状況や
ご相談内容を
丁寧に伺いさせて
いただきます。



きちんと アドバイス

お手続きや問題解決
に向けた**アドバイス**を
させていただきます。

できるだけ明確に ご案内

一連の手続きの流れとともに、
お役に立てるようでしたら、
料金についても明示いたします。

料金表

報酬額	内容	料 金 (円)
100,000円	相続人調査(戸籍簿、住民票、世帯簿、印鑑鑑別書、印鑑捺印) 100,000円 遺言書の作成(遺言書1冊) 100,000円 遺言書の公正証書化(遺言書1冊) 100,000円 遺言書の検印(遺言書1冊) 100,000円 遺言書の保管(遺言書1冊) 100,000円 遺言書の開封(遺言書1冊) 100,000円 遺言書の検印(遺言書1冊) 100,000円 遺言書の保管(遺言書1冊) 100,000円 遺言書の開封(遺言書1冊) 100,000円	100,000円
150,000円	遺言書の公正証書化(遺言書1冊) 150,000円 遺言書の検印(遺言書1冊) 150,000円 遺言書の保管(遺言書1冊) 150,000円 遺言書の開封(遺言書1冊) 150,000円	150,000円
200,000円	遺言書の公正証書化(遺言書1冊) 200,000円 遺言書の検印(遺言書1冊) 200,000円 遺言書の保管(遺言書1冊) 200,000円 遺言書の開封(遺言書1冊) 200,000円	200,000円
250,000円	遺言書の公正証書化(遺言書1冊) 250,000円 遺言書の検印(遺言書1冊) 250,000円 遺言書の保管(遺言書1冊) 250,000円 遺言書の開封(遺言書1冊) 250,000円	250,000円
300,000円	遺言書の公正証書化(遺言書1冊) 300,000円 遺言書の検印(遺言書1冊) 300,000円 遺言書の保管(遺言書1冊) 300,000円 遺言書の開封(遺言書1冊) 300,000円	300,000円

私どもでお役に立てる場合、
お手伝いさせていただく際の
報酬・税金・実費等を明示します。

03 お手伝いできる内容

相続発生後

手続き

- 相続手続き
- 相続財産の調査
- 不動産の名義変更
- 預貯金の解約

家庭裁判所

- 相続放棄
- 遺産分割調停
- 遺留分侵害額請求

その他

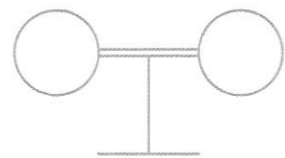
- 遺産分割に関するトータルサポート
- 相続不動産のコンサル・売却サポート

相続発生前(生前対策)

- 遺言書の作成
- 家族信託サポート
- 贈与契約
- 任意後見契約
- 財産管理契約
- 生前対策コンサルティング
 - 節税対策
 - 生命保険の活用
- 葬儀・供養の生前対策
 - 死後事務委任契約
 - 葬儀費用の信託

04 相続手続きの全体像

・相続関係説明図



相続人の人数：

相談したいこと、気になること

遺産分割の方針

・相続手続きの流れ

相続手続きに関する想定時間：
相続完了までの想定期間：

・相続財産の状況

土地

建物

預金

株・証券

生保

債権

その他

相続財産の合計：

【免責事項】今回のご提案は、ご相談者様からご提供いただいた情報をもとに、無料相談の範囲内で検討した内容となります。ご提供のない情報や不明の事実により、手続き方針に変更がある場合もございます。ご了承ください。

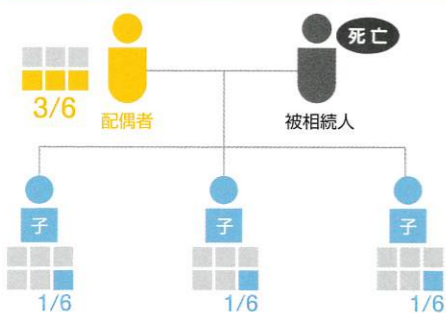
05 相続人調査と相続関係説明図



相続人とは相続する権利がある方のこと、相続分とは相続人が遺産を相続できる**法律上の割合**のことを言います。法律では相続人とその相続分について次のように定められております。

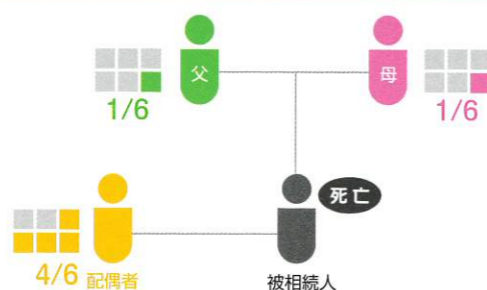
- 配偶者は、常に相続人になる。
- 血族は、第一順位は直系卑属である「子」が相続人となる。
- 子がなければ、第二順位（父母などの直系尊属）が相続人となる。
- さらに直系尊属がいなければ、第三順位（兄弟姉妹）が相続人となる。
- 相続分は血族の順位により異なり、割合は人数で等分する。

配偶者と子（第一順位）が相続する場合



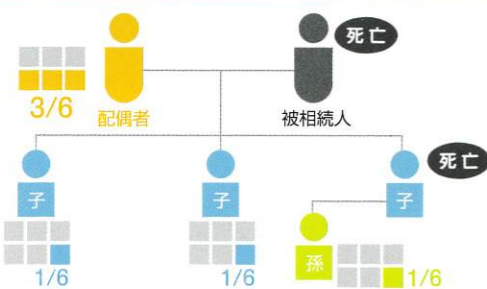
配偶者は1/2、子は残りの1/2を人数で等分

配偶者と親（第二順位）が相続する場合



配偶者は2/3、父母は残りの1/3を人数で等分

子の1人がすでに死亡し、その孫がいた場合



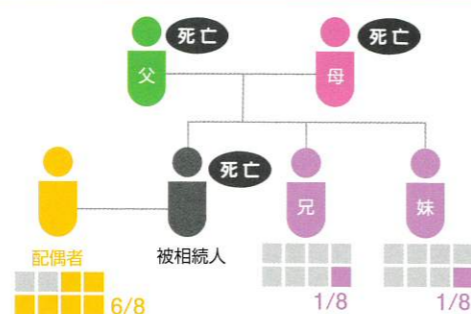
死亡した子の子（被相続人の孫）は相続人となる（代襲相続）※2

※1 実子と養子の相続分は同じです。

※2 相続人になるはずだった子が死亡しても、さらにその子がいる場合には、第1順位の相続権を引き継ぎます。（代襲相続）

※3 第3順位の相続権はその子（相続人のおい／めい）のみ一代に限り引き継ぎます。

配偶者と兄弟姉妹（第三順位）が相続する場合



配偶者は3/4、兄弟姉妹は残りの1/4を人数で等分

one point

戸籍謄本をもとに相続人を確定して、それを紙にまとめたものが相続関係説明図になります。

06 相続財産の調査と遺産目録

■ 遺産（相続財産）とは何か？



遺産（相続財産）とは、亡くなった人が残した財産のことで、一般的には**不動産（土地・建物）**や**金融資産**がメインとなります。プラスの財産以外にも、借金（債権）や連帯保証債務などのマイナスの財産も相続財産となりますので注意が必要です。

これらの相続財産をしっかりと調査して作成する遺産目録をもとに遺産分割をすることが望ましい流れとなります。

まずは、3ヵ月以内を目安にしっかりと相続財産調査を行いましょう。

プラスの財産

不動産（土地・建物）

宅地・居宅・農地・店舗・貸地など

不動産上の権利

借地権・地上権・定期借地権など

金融資産

現金・預貯金・有価証券・小切手
株式・国債・社債・債権・貸付金
売掛金・手形債権 など

動産

車・家財・骨董品・宝石・貴金属 など

その他

株式・ゴルフ会員権・著作権・特許権 など

マイナスの財産

借金

借入金・買掛金・手形債務
リース未払金 など

公租公課

未払の所得税・住民税・固定資産税 など

保証債務

保証人、連帯保証人、
物上保証人になっている場合

その他

未払費用・未払利息・未払の医療費
預り敷金 など

遺産に該当しないもの

生活保護受給権

身元保証債務

受取人指定のある 生命保険金

墓地、霊廟、仏壇 仏具、神具など 祭祀に関するもの

などがあります。

■ 遺産の評価をどうするか？

民法と税法で遺産の内容と評価方法が異なったり、同じ財産に複数の評価方法があったりと、遺産の評価には専門的な判断が必要です。

税理士や行政書士、司法書士などの専門家のアドバイスを受けることをおすすめいたします。



07 名義変更手続きの方法を確認しよう

■ 不動産の名義変更

相続が起こった場合、被相続人名義の不動産登記簿を相続人名義に変える手続きをする必要があります。トラブルになりやすいため、速やかに名義変更を行いましょ。

手 順	内 容
手続きの方法	物件所在地を管轄する法務局へ登記申請します。 当事務所にご相談ください。
名義変更に必要な基本書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本・除籍謄本 ● 法定相続人の戸籍謄本 ● 法定相続人の住民票（本籍地記載）または戸籍の附票 ● 法定相続人の印鑑証明書（銀行は、3ヵ月以内のもの。登記は期限無し） ● 遺産分割協議書 ● 遺言書または遺言書情報証明書 ● 不動産の固定資産税評価証明 など
費用	相続登記の登録免許税として固定資産評価額の4/1000が必要となります。

■ 預貯金の名義変更

一部相続人による不当な預金の引き出し防止のため、金融機関は被相続人の死亡を確認次第、口座を凍結します。原則、預貯金の払戻し手続きには相続人全員の協力が必要です。

手 順	内 容
手続きの方法	<p>名義変更に必要な基本書類（協議書もしくは遺言書または遺言書情報証明書・法定相続人の印鑑証明書・被相続人の戸籍謄本・法定相続人の戸籍謄本）の他に、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 金融機関所定の払い戻し請求書 ② 被相続人の預金通帳と届出印 ③ 遺産分割協議書（相続人全員が実印で押印） など

■ 株式の名義変更

上場株式は証券取引所を介して取引が行われていますので証券会社と相続する株式を発行した株式会社の両方で手続きをすることになります。

手 順	内 容
手続きの方法	<p>所有株式確認のため、証券会社と株主名簿管理人である信託銀行に対し手続きを依頼。</p> <p>名義書換のための所定の用紙（信託銀行等）を取寄せて手続きします。費用はかかりません。</p>

08 相続手続きと裁判手続き

相続放棄

相続放棄とは、被相続人の遺産のすべてを放棄し、一切の財産を相続しない方法です。相続放棄は、相続の開始を知った時から**3ヵ月以内**に家庭裁判所に申述しなくてはなりません。相続財産には、「不動産」「現金」「株式」「自動車」などのプラス財産もあれば、借金や住宅ローンなどのマイナス財産も存在します。亡くなった方の遺産が、プラス財産よりマイナス財産の方が多い場合には、相続放棄を含め、専門家に相談しましょう。



限定承認

限定承認とは、被相続人の残した財産にプラスの財産とマイナスの財産があった場合、プラス財産の限度においてマイナス財産も相続し、それ以上マイナス財産を相続しない方法です。家庭裁判所に限定承認の申立てを相続人が相続開始を知った時から3ヵ月以内に行う必要があります、なお相続人が複数名の場合は、全員が共同で申立てをしなければなりません。

遺言書の検認手続き

自筆証書遺言（法務局保管を除く）を使って相続手続きを行う場合、まずは**家庭裁判所にて検認の手続き**を経る必要があります。検認とは、**遺言書の偽造や変造を防ぐ目的**で行われるもので、有効か無効かの判断を家庭裁判所が行うものではありません。

成年後見人・特別代理人の選任申立て

相続人の中に「**認知症の方**」や「**未成年者**」がいる場合には、遺産分割に関する話し合いを1人で行うことができませんので、こうした方の代わりに遺産分割協議に参加する「**成年後見人**」や「**特別代理人**」を家庭裁判所に選任してもらう必要があります。

遺産分割調停

相続人同士の話し合いがまとまらない場合には、裁判所を間に入れた話し合い（**遺産分割調停**）を通じて解決を図ります。遺産分割調停でも話し合いがまとまらない場合には、裁判官による審判（**遺産分割審判**）に基づいて遺産分割を行っていくこととなります。

09 相続税申告と税率

■ 相続税の計算方法



- STEP 1 課税価格を算出**
 「相続財産の価格」 + 「みなし相続財産」 - 「債務・葬式費用の金額」 +
 「(A) 相続時精算課税の適用を受けた贈与財産」 +
 「(B) A を除く 3 年以内の贈与財産」
- STEP 2 課税遺産総額を算出**
 「課税価格」 - 「基礎控除額 (3000 万円 + 法定相続人の数 × 600 万円)」
- STEP 3 相続税の総額を算出**
 「課税遺産総額」 × 「各人の法定相続割合」 × 「税率」 - 「控除額」
 ※これを相続人ごとに行って合計する。下記の早見表を参考。
- STEP 4 各人の相続税額を算出**
 「相続税の総額」 × 「各人のあん分割合 (各人の課税価格 / 課税価格合計)」
- STEP 5 各人の税額の加算・控除**
 これらの加算または控除後の金額が納付すべき相続税額となります。

※「各人の税額の加算・控除」として、「配偶者の税額軽減 (配偶者控除)」「障害者の税額控除」などの各種控除がごございます。

■ 相続税の税率について



(平成 27 年 1 日 1 日～)

各法定相続人の取得金額	税率	控除額
1,000 万円以下	10%	—
3,000 万円以下	15%	50 万円
5,000 万円以下	20%	200 万円
1 億円以下	30%	700 万円
2 億円以下	40%	1,700 万円
3 億円以下	45%	2,700 万円
6 億円以下	50%	4,200 万円
6 億円超	55%	7,200 万円

・ 相続税の概算確認

相続人の人数：

基礎控除額：

相続財産の確認

相続財産評価：

課税価格：

基礎控除額：

課税遺産総額：

法定相続の割合確認

実際の遺産分割の割合に応じた課税価格

免責事項：上記は、あくまで国税庁等で公表している、相続税計算の概算金額のご案内となります。全ての資料や情報を確認したうえでの専門の税理士による納税額の算出結果ではございません。

※正確な遺産調査と専門の税理士による財産評価と相続税の計算によって、納税金額は変わります。相続税のご案内は、相続相談センターの協力先の税理士をご紹介します。



相続遺言実務家研究会 会員

